

令和2年度第2回北海道地方労働審議会提出資料

議題（1）

地域雇用開発促進法に基づく北海道が策定する地域雇用開発計画
について

- 1 地域雇用開発促進法（雇用開発促進地域）のスキーム・・・・・・・・資料番号 1
 - 2 雇用開発促進地域における国の支援措置の概要
（地域雇用開発助成金のご案内）・・・・・・・・資料番号 2
 - 3 北海道江別等地域雇用開発計画・・・・・・・・資料番号 3
 - 4 北海道函館地域雇用開発計画・・・・・・・・資料番号 4
-

地域雇用開発促進法（雇用開発促進地域）のスキーム

—指針の策定—

<厚生労働大臣>

雇用開発促進地域の要件

- ハローワークの範囲を基本（労働市場圏を想定）
- 一般又は常用有効求人倍率が全国平均の2/3（1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67。全国平均が0.67未満の場合は全国平均）以下
- 労働力人口に対する求職者の割合が全国平均以上



—計画の策定—

<都道府県>

地域雇用開発計画

- ・ 区域
 - ・ 地域雇用開発の方策
 - ・ 計画期間
- 等

← 関係市町村の意見



—同意—

<厚生労働大臣>

← 地方労働審議会への付議
関係行政機関の長に協議



—国の支援措置—

事業主に対する助成（地域雇用開発助成金）

- ・ 事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成（50万円～800万円）
- ・ 地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

案内

雇用機会が特に不足している地域※において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成します。

※「雇用機会が特に不足している地域」とは、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）、若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）、または特定有人国境離島等地域をいいます。それぞれの地域に該当する市町村については、裏面をご覧ください。
※ 最新の情報については、厚生労働省ホームページを参照（サイト内検索窓に「地域雇用の開発のために」と入力）してください。

制度概要

雇用機会が特に不足している地域で、

①事業所の設置・整備を行い ②ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた助成金を、最大3年間（3回）支給します。

支給額(1回の支給額)

下表の額は左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、()内は創業に該当する場合の支給額（1回目のみ()内の額、2回目以降は、下表の左側または右側の額）

事業所の設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用				◆中小企業事業主の場合は、支給額の1/2を1回目に上乗せ支給 ◆創業として認められる場合は、初回の支給時に()内の額の倍額支給
	3(2)※~4人	5~9人	10~19人	20人以上	
300万円以上1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/96万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	
1,000万円以上3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	
3,000万円以上5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)	
5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	760万円/960万円 (800万円)	

※ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

※「中小企業事業主」の範囲、「創業」と認められる場合、「対象労働者」と認められる労働者、「設置・整備費用」と認められる対象経費にはそれぞれ要件があります。詳細については、北海道労働局または札幌圏以外の事業所については管轄安定所へお問い合わせください。

主な支給要件

事業所の設置・整備および雇入れ完了後、労働局長へ完了届（支給申請）を提出してください。

- 事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書※を提出すること
※ 計画期間（計画書の提出から事業所の設置・整備および雇入れ完了まで）は最大18カ月です。
事業所の設置・整備費用として認められるのは、計画期間内に引渡しおよび支払いがあるものとなります。
- 雇用保険の適用事業所を設置・整備すること（事業所非該当の施設は助成対象になりません）
- ハローワーク等※の紹介により地域求職者を雇い入れること
※ ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者をいいます。
なお、対象労働者の人数のうち1/3まで新規学校卒業者を含めることができます。
(例) 対象労働者の人数が3人の場合→うち新規学校卒業者は1人まで可
- 事業所の被保険者数が増加※していること
※ 計画日の前日と完了日を比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
- 労働者の職場定着※を図っていること
※ 2年目（2回目）、3年目（3回目）に継続して支給を受けるための要件として、「対象労働者の1/2を超え、かつ、4人以上の離職者を出していない」ことが必要となります。
- 解雇など事業主の都合で労働者を離職させていないこと
- 労働関係法令をはじめ法令を遵守していること
- 地域の雇用構造の改善に資すると認められること



◀ 北海道の利用可能地域 ▶指定された期間内に計画書を提出する必要があります。

① 同意雇用開発促進地域一覧（令和2年4月1日現在）

地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
釧路地域	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路	平成30年 4月10日から 令和 3年 4月 9日まで
函館地域	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	函館	平成30年 4月10日から 令和 3年 4月 9日まで
江別等地域	江別市、北広島市、新篠津村	札幌東	平成30年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで

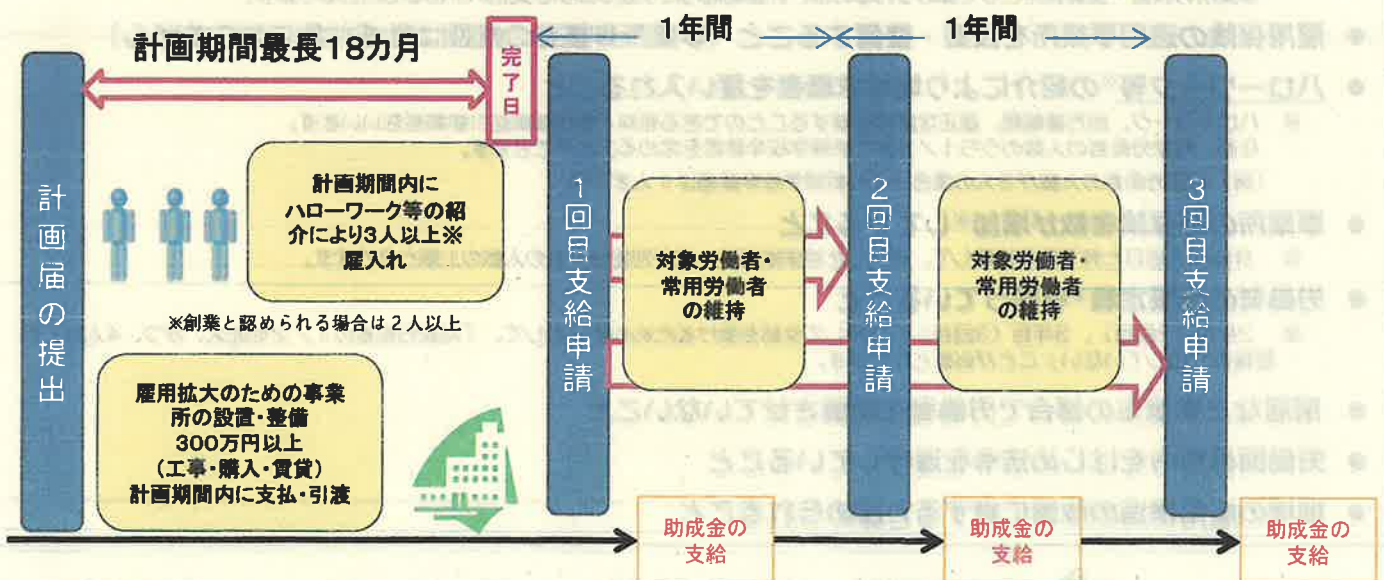
② 過疎等雇用改善地域一覧(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

函館市 松前町 福島町 知内町 木古内町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町
今金町 せたな町 羽幌町(焼尻島 天売島の区域) 礼文町 利尻町 利尻富士町 厚岸町(小島の区域)

③ 特定有人国境離島地域（令和2年4月1日現在）

市町村	対象となる離島
礼文町、利尻町、利尻富士町	礼文島、利尻島
奥尻町	奥尻島

◀ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の手続きの流れ ▶



北海道江別等地域雇用開発計画

はじめに

本道の経済情勢は、平成20年秋のリーマンショックによる全国的な景気後退から緩やかに回復していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、有効求人倍率は、前年同月比で減少が続くとともに、完全失業率についても増加傾向にある。

また、本道では、全国を上回るペースで人口減少や高齢化が進行しており、それに伴う地域産業の停滞が懸念されているが、中でも江別等地域の雇用情勢は厳しい状況にあり、良質で安定的な雇用の場の確保が課題となっている。

このため、この地域が地域雇用開発促進法に定める雇用開発促進地域に該当すると認められることから、同法の支援施策を最大限活用し、令和2年3月に策定した「北海道雇用・人材対策基本計画」や当該計画に基づき毎年度策定する「推進計画」を着実に実施するため、同法第5条第1項に基づき「北海道江別等地域雇用開発計画」を策定する。

※ 当該地域は札幌東公共職業安定所の所管区域を基本としており、北海道労働局の資料を出所とする求職者数・求人数及びその比較のための数値については、札幌市（白石区、厚別区、豊平区、清田区）の数値を含んでいる。

I 雇用開発促進地域の区域

1 対象区域

江別等地域は、次の2市1村とする。

江別市、北広島市、新篠津村



2 地域の概況

(1) 地勢及び人口

江別等地域は、北海道の中央部に存する石狩平野において、札幌市の東側に位置し、南北に広がる内陸地域である。

平成27年国勢調査によると、人口の割合は全道の3.4%となっている。また、平成22年国勢調査と比較すると人口は2.4%減少しており、おおむね全道のペースと同様に人口減少が進行している。

人口の推移		(単位：人)	
	平成22年	平成27年	増減率
全道	5,506,419	5,381,733	▲2.3%
江別等地域	187,590	183,029	▲2.4%
割合	3.4%	3.4%	0.0P

P（ポイント）は割合比差

出所：総務省「国勢調査」

(2) 産業の概況

① 産業の特色

この地域では、工業においては、食料品製造業のほか、紙・パルプ製造業や金属製品製造業などを中心に生産が行われ、また、農業においては、稲作や畑作、大都市近郊型の野菜作など、地域の特性を活かした多様な農業が営まれている。

② 事業所数

平成 28 年の事業所数は 5,354 事業所で、平成 26 年に比べ 3.1%減少となっている。産業別の事業所数を見ると、卸売業、小売業の割合が 24.5%と最も高く、次いで、医療、福祉、建設業、宿泊業、飲食サービス業の順であり、この 4 産業で全体の 57.4%を占めている。

産業別事業所数の推移

(単位：所)

	江 別 等 地 域			全 道		
	平成 26 年 (構成比)	平成 28 年 (構成比)	増減率	平成 26 年 (構成比)	平成 28 年 (構成比)	増減率
農林漁業	80 1.4%	76 1.4%	▲5.0%	4,264 1.8%	4,232 1.9%	▲0.8%
鉱業、採石業、 砂利採取業	2 0.0%	2 0.0%	0.0%	186 0.1%	171 0.1%	▲8.1%
建設業	619 11.2%	617 11.5%	▲0.3%	22,295 9.6%	21,361 9.5%	▲4.2%
製造業	288 5.2%	275 5.1%	▲4.5%	11,556 5.0%	10,818 4.8%	▲6.4%
電気・ガス ・熱供給・水道業	7 0.1%	7 0.1%	0.0%	319 0.1%	329 0.1%	3.1%
情報通信業	42 0.8%	30 0.6%	▲28.6%	2,327 1.0%	2,206 1.0%	▲5.2%
運輸業、郵便業	246 4.5%	241 4.5%	▲2.0%	6,563 2.8%	6,445 2.9%	▲1.8%
卸売業、小売業	1,377 24.9%	1,313 24.5%	▲4.6%	58,090 24.9%	56,213 25.0%	▲3.2%
金融業、保険業	62 1.1%	63 1.2%	▲1.6%	4,263 1.8%	4,137 1.8%	▲3.0%
不動産業、物品賃貸業	351 6.4%	311 5.8%	▲11.4%	17,927 7.7%	15,707 7.0%	▲12.4%
学術研究、 専門・技術サービス業	173 3.1%	178 3.3%	2.9%	8,498 3.6%	8,346 3.7%	▲1.8%
宿泊業、飲食サービス業	534 9.7%	512 9.6%	▲4.1%	33,439 14.3%	32,259 14.4%	▲3.5%
生活関連サービス業、 娯楽業	504 9.1%	470 8.8%	▲6.7%	21,065 9.0%	20,386 9.1%	▲3.2%
教育、学習支援業	251 4.5%	231 4.3%	▲8.0%	5,826 2.5%	5,708 2.5%	▲2.0%
医療、福祉	594 10.8%	633 11.8%	6.6%	17,933 7.7%	18,506 8.2%	3.2%
複合サービス事業	35 0.6%	35 0.7%	0.0%	1,979 0.8%	1,916 0.9%	▲3.2%
サービス業 (他に分類されないもの)	360 6.5%	360 6.7%	0.0%	16,507 7.1%	15,978 7.1%	▲3.2%
全産業計(公務を除く)	5,525 100.0%	5,354 100.0%	▲3.1%	233,037 100.0%	224,718 100.0%	▲3.6%

出所：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査結果」及び総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査結果」

3 雇用開発促進地域の該当要件

(1) 地域の一体性

江別等地域は、北海道の中央部において、札幌市の東側に位置し、地理的に連続した地域であり、JR千歳線や函館本線の鉄道や、国道275号、道道江別恵庭線や北海道縦貫自動車道を基幹として多くの国道や道道等で交通ネットワークが構築されている。

また、当該地域は全道の約40%の人口が集中する大都市圏に含まれ、行政・経済などの中枢機能を有する札幌市を中心に商業・工業・サービス業が集積している。その中で当該地域では工業団地が整備され企業の立地が進んでおり、大学等が数多く立地するなど、人的・物的な交流が活発に行われている。

札幌東公共職業安定所の所管区域とも合致（札幌市の区域除く）しており、自然的・社会的・経済的にも一体である地域である。

(2) 多数の求職者の居住と雇用機会の不足の状況

札幌東公共職業安定所所管区域の労働力人口396,923人（H27国勢調査）に対する一般有効求職者数（月平均値）の割合は、最近3年間の平均で3.3%となっている。これは、全国の割合2.9%を上回っており、求職者数の割合が相当程度に高い状況にあるといえる。

当該地域に居住する求職者数の割合〔労働力人口 396,923人〕 (単位：人)

	江別等地域				全国
	H30年	R1年	R2年	H30-R2年平均	H30-R2年平均
一般有効求職者数(月平均値)	12,982	12,777	13,318	13,026	1,754,149
労働力人口に占める割合	3.3%	3.2%	3.4%	3.3%	2.9%

※一般有効求職者数は、学卒を除きパートを含む。

出所：北海道労働局

※札幌市（白石区、厚別区、豊平区、清田区）の数値を含む。

また、一般有効求人倍率については、令和2年が0.81倍、最近3年間の平均が0.96倍と雇用機会が著しく不足した状況にあり、令和2年において、全国平均により定められた雇用開発促進地域の対象要件を満たす数値となっている。

最近3年間の一般有効求人倍率の状況(月平均値)

(単位：人、倍)

	江別等地域				全国	
	H30年	R1年	R2年	H30-R2年平均	R2年	H30-R2年平均
有効求職者数	12,982	12,777	13,318	13,026	1,827,928	1,754,149
有効求人数	13,473	13,350	10,756	12,527	2,161,164	2,559,325
有効求人倍率	1.04	1.04	0.81	0.96	1.18	1.46
(雇用開発促進地域の対象要件)			(0.79)	(0.97)		

※学卒を除き、パートを含む。

出所：北海道労働局

II 労働力の需給状況その他の雇用の動向

1 労働力人口の動態

平成 27 年国勢調査による労働力人口は 84,807 人で全道の 3.3%に当たり、前回調査（平成 22 年）に比べ 3.3%減少し、全道の減少率 5.5%を下回っている。また、年齢区分別の割合では、25～29 歳が 6.4%（全道 7.4%）、30～44 歳が 29.2%（全道 30.8%）、55 歳以上が 32.3%（全道 32.7%）とそれらの年齢層で全道に比べ低くなっている。

労働力人口の推移

（単位：人）

	平成 22 年	平成 27 年	増減率
江別等地域	87,730	84,807	▲3.3%
全 道	2,701,824	2,553,043	▲5.5%
割 合	3.2%	3.3%	0.1P

P（ポイント）は割合比差

出所：総務省「国勢調査」

年齢区分別の労働力人口（平成 27 年）

（単位：人）

	24 歳以下	25～29	30～44	45～54	55 歳以上	合 計
江別等地域	7,140	5,462	24,749	20,080	27,376	84,807
割合	8.4%	6.4%	29.2%	23.7%	32.3%	100.0%
全 道	186,397	188,815	785,604	558,005	834,222	2,553,043
割合	7.3%	7.4%	30.8%	21.9%	32.7%	100.0%
全道の割合との差	1.1P	▲1.0P	▲1.6P	1.8P	▲0.4P	

出所：総務省「国勢調査」

2 就業構造

平成 27 年の国勢調査によると、就業者数は 80,921 人となっており、全道の 3.3%の割合を占めている。産業別にみると、第 1 次産業が 3.5%、第 2 次産業が 18.4%、第 3 次産業が 78.2%となっており、全道に比べ、第 1 次産業は低く、第 2 産業と第 3 次産業の割合が高くなっている。

産業別就業者の状況（平成 27 年）

（単位：人）

	就業者の 総数	産 業 別 就 業 者 数						分類不能の 産業 就業者数
		第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
江別等地域	80,921	2,672	3.5%	14,132	18.4%	60,162	78.2%	3,955
全道合計	2,435,098	170,336	7.4%	411,569	17.9%	1,718,253	74.7%	134,940
対道内構成比	3.3%	1.6%		3.4%		3.5%		2.9%

※構成比は、「分類不能の産業」を除いた就業者に占める割合

出所：総務省「国勢調査」

また、平成 28 年経済センサス-活動調査により、事業所の産業分類別に従業者数を見ると、卸売業、小売業が最も多く、次いで、医療、福祉、製造業、運輸業、郵便業の順となっており、この 4 産業で全体の 60.7%を占めている。構成比では、製造業 12.2%（全道 9.0%）、運輸業、郵便業 10.2%（全道 6.1%）などが全道に比べ高くなっている。

事業所の産業分類別従業者数 (平成 28 年)

(単位：人)

	江別等 地域		全 道		全道に占める割合
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	
農林漁業	735	1.3%	41,483	1.9%	1.8%
鉱業，採石業，砂利採取業	6	0.0%	1,849	0.1%	0.3%
建設業	4,379	7.5%	182,143	8.4%	2.4%
製造業	7,155	12.2%	195,081	9.0%	3.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	154	0.3%	9,004	0.4%	1.7%
情報通信業	777	1.3%	37,312	1.7%	2.1%
運輸業，郵便業	5,956	10.2%	133,096	6.1%	4.5%
卸売業，小売業	13,239	22.6%	472,228	21.8%	2.8%
金融業，保険業	609	1.0%	52,788	2.4%	1.2%
不動産業，物品賃貸業	1,161	2.0%	57,595	2.7%	2.0%
学術研究，専門・技術サービス業	1,128	1.9%	54,441	2.5%	2.1%
宿泊業，飲食サービス業	3,518	6.0%	211,758	9.8%	1.7%
生活関連サービス業，娯楽業	3,221	5.5%	101,190	4.7%	3.2%
教育，学習支援業	2,926	5.0%	62,066	2.9%	4.7%
医療，福祉	9,188	15.7%	323,580	14.9%	2.8%
複合サービス事業	665	1.1%	32,272	1.5%	2.1%
サービス業（他に分類されないもの）	3,819	6.5%	198,039	9.1%	1.9%
全産業計（公務を除く）	58,636	100.0%	2,165,925	100.0%	2.7%

出所：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサスー活動調査結果」

3 求人求職の状況

令和 2 年の有効求職者数（月平均値）は 8,436 人となり、平成 30 年の 8,171 人に比べ 3.2% 増加している。一方で、有効求人数（月平均値）は 7,330 人となり、平成 30 年の 8,537 人に比べ 14.1% 減少しており、この結果、令和 2 年の常用有効求人倍率は 0.87 倍となり、平成 30 年から 0.17 ポイント下降している。

求人求職の状況（各年月平均値、常用（学卒及びパート除く））（単位：人、倍）

江別等 地域	平成 30 年 A	令和元年	令和 2 年 B	増減率 (B-A)/A
有効求職者数	8,171	7,960	8,436	3.2%
有効求人数	8,537	8,709	7,330	▲14.1%
有効求人倍率	1.04	1.09	0.87	▲0.17P
(全道)有効求人倍率	1.21	1.28	1.06	▲0.15P

P (ポイント)は増減差(B-A)

出所：北海道労働局

令和2年の新規求人数は24,682人、新規求職者数は15,857人で、新規求人倍率は1.56倍となっている。

一方、職種別での新規求人倍率は、事務的職業は0.64倍、運搬・清掃・包装等の職業では0.51倍と特に新規求職者数が多い職種において、1倍を下回る数値となっている。

新規求人求職の状況（年平均値、職業別、令和2年）

（単位：人、倍）

江別等地域	新規求人数	新規求職者数	新規求人倍率
管理的職業	63	51	1.23
専門的・技術的職業	5,057	2,350	2.15
事務的職業	2,486	3,912	0.64
販売の職業	2,314	1,321	1.75
サービスの職業	6,655	1,987	3.35
保安の職業	722	105	6.89
農林漁業の職業	97	69	1.41
生産工程の職業	1,790	606	2.96
輸送・機械運転の職業	1,839	608	3.02
建設・採掘の職業	1,674	254	6.59
運搬・清掃・包装等の職業	1,985	3,901	0.51
分類不能の職業	0	694	0.00
職業計	24,682	15,857	1.56
(全道)職業計	191,051	114,735	1.67
全道に対する構成比	12.9%	13.8%	▲0.11P

P（ポイント）は全道との倍率差

出所：北海道労働局

4 離職者の動向

令和2年の雇用保険資格喪失者数は32,937人となり、平成30年に比べ1.5%減少している。

また、令和2年の事業主都合の離職率は、全道の水準を下回っているものの、事業主都合による離職者数は2,025人と平成30年より9.9%増加している。

最近3年間の事業主都合離職等状況

（単位：人）

江別等地域	平成30年 A	令和元年	令和2年 B	増減率 (B-A)/A
雇用保険資格喪失者数	33,437	33,459	32,937	▲1.5%
うち事業主都合による離職	1,843	1,766	2,025	9.9%
事業主都合離職率	5.5%	5.3%	6.1%	0.6P
(全道)事業主都合離職率	5.4%	5.2%	7.2%	1.8P

P（ポイント）は増減差(B-A)

出所：北海道労働局

Ⅲ 地域雇用開発の目標

この地域の雇用動向は、全国と比較して労働力人口に占める求職者数の割合が相当程度高いことに加え、当該求職者の総数に比べ、著しく雇用機会が不足した状況が続いているため、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図る必要がある。

この地域における産業基盤や産業集積の状況、産業活動の動向等を踏まえ、地域産業の高度化、活性化及び新産業の創出を促進し、地域雇用開発促進法の支援施策を最大限活用することにより、雇用機会の創出を通じて、地域内の求職者に良好な雇用の場を提供し、地域的な雇用構造の改善を図っていくこととする。

なお、地域雇用開発促進法の支援施策である地域雇用開発助成金の活用により、計画期間中に新たに雇用を創出する人数は、96人を目標とする。

札幌東公共安定所所管区域におけるH30～R2年の一般有効求職者数（月平均値）に、江別等地域以外の数値を除外するための比率を乗じ、これに当該助成金の雇用創出実績率（雇用創出数／一般有効求職者数）を乗じ、さらに雇用創出を加速するための努力目標として5割増しの人数を目標値として算定した。

$$13,026 \text{ 人} \times 21.4\% \times 2.3\% \times 1.5 = 96 \text{ 人}$$

Ⅳ 地域雇用開発を促進するための方策

1 地域雇用開発の促進のための措置

(1) 新たな雇用機会の開発の促進

この地域は、商業等の集積を有するとともに、豊富な農林資源を有する地域であり、その特性や実情を踏まえ、地場産業の技術の高度化や製品・サービスの高付加価値化、地域ブランドの確立を促進するとともに、産業間や産学官の連携による新製品等の開発・事業化、今後成長が期待される産業の育成などを促進する。

また、地域の資源や特性を活かして、成長産業や地域経済への波及効果が大きい企業の誘致を促進するとともに、新規創業や中小企業の新事業展開を支援するほか、自然や歴史、文化などの観光資源を活用した魅力ある観光地づくり、観光産業の振興に取り組む。

さらに、幹線道路など産業基盤の整備を促進する。

なお、これらの取組を通じ、企業の誘致や新規創業・新事業展開などを促進するにあたっては、国の地域雇用開発助成金制度をはじめとした事業主に対する各種助成金について、関係機関と連携し、制度の周知に努め、助成措置を有効に活用する。

(2) 職業能力の開発

この地域を所管する公共職業訓練施設である道立札幌高等技術専門学院が地域のニーズに対応した職業訓練を実施している。

地域内における民間職業訓練施設としては、中小企業事業主等が知事の認定を受けて職業訓練を実施する認定職業訓練校が1箇所あり、地域産業に密着した職業訓練が行われているほか、民間教育訓練機関等が国の求職者支援制度を活用して職業訓練を実施している。

今後とも、北海道労働局、公共職業安定所及び地域の事業主団体等と十分な連携を図りながら、職業訓練に係る地域ニーズを踏まえつつ、地域の実情に応じた効果的な職業能力開発を推進し、企業進出、地域の企業の事業展開等に際して必要となる労働力の確保・育成に努めることとする。

なお、技術革新や産業構造の変化に伴う労働移動が進展する中にあることは、適切な企業内教育訓練の促進に努めることに加えて、労働者自身の自発的な職業能力開発を促進することも重要であることから、教育訓練給付制度、人材開発支援助成金などの国の施策の活用を促進して、地域内労働者のキャリア形成を積極的に支援していくものとする。

(3) 労働力需給の円滑な結合の促進

ハローワークにおいては、雇用の維持・確保や新たな雇用創出に伴う労働需要に適切に対処するため、求職者に対する適切な職業指導・相談や事業主に対する指導・援助を行っているところであるが、道においても、関係機関と連携を図りながら、ジョブカフェ・ジョブサロン北海道を活用し、知識・技能の習得機会の提供や、カウンセリング・セミナー等の就職支援の実施、企業説明会をはじめとする多様なマッチングの機会の提供を行う。

また、大量離職者の発生など地域における大規模な雇用変動に対しては、国や道をはじめ、地元関係者が協力して、就職相談、生活相談、職業訓練を設定するなどして、地域の雇用不安が拡大しないよう適切に対処する。

(4) 各種支援措置の周知徹底

地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置について、事業主、求職者に対して周知徹底を図ることができるよう、北海道労働局や対象地域となる各市村、その他関係機関と緊密に連携し、パンフレットの作成・配布をはじめ、各種広報メディア等を活用して周知徹底を図り、当該措置の積極的な活用が図られるように努める。

(5) 地域雇用開発の効果的な推進

関係市町村、経済団体、労働団体等、地域における関係者の共通認識の形成と連携の促進を図りながら、地域雇用開発を効果的に推進する。

2 地域雇用開発の促進に資する北海道の取組

道では、「北海道雇用創出基本条例」に基づき、雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和2年3月に北海道雇用・人材対策基本計画を策定し、「人材の育成・確保」、「就業環境の整備」、「生産や収益力の向上」、「雇用のセーフティネットの整備」を柱として産業振興と雇用対策の一体的展開を図り、雇用の創出、維持・安定に取り組んでいるところである。

この計画の実効性を高める確かな施策展開を図るため、各年度における取組内容や具体的事業について推進計画を策定し、着実に取り組んでいくことにより地域の雇用開発を促進する。

また、地域における雇用施策を進めるためには、地域が主体となって、地域の資源や潜在力を有効活用するなどの取組が重要であり、季節労働者の通年雇用化の促進にも配慮しつつ、国や道の産業・雇用施策の積極的な活用を促進するとともに、地域の産業団体や労働団体、教育機関、行政機関が一堂に会し、地域の雇用創出や若者等の地元就職・定着化などを進めるために設置された「地域雇用ネットワーク会議」を活用し、地域の関係者が密接な連携を図りながら創意に満ちた雇用創出などの取組を総合的に推進していく。

V 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。

北海道函館地域雇用開発計画

はじめに

本道の経済情勢は、平成 20 年秋のリーマンショックによる全国的な景気後退から緩やかに回復していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、有効求人倍率は、前年同月比で減少が続くとともに、完全失業率についても増加傾向にある。

また、本道では、全国を上回るペースで人口減少や高齢化が進行しており、それに伴う地域産業の停滞が懸念されているが、中でも函館地域の雇用情勢は厳しい状況となっており、良質で安定的な雇用の場の確保が課題となっている。

このため、この地域が地域雇用開発促進法に定める雇用開発促進地域に該当すると認められることから、同法の支援施策を最大限活用し、令和 2 年 3 月に策定した「北海道雇用・人材対策基本計画」や当該計画に基づき毎年度策定する「推進計画」を着実に実施するため、同法第 5 条第 1 項に基づき「北海道函館地域雇用開発計画」を策定する。

I 雇用開発促進地域の区域

1 対象区域

函館地域は、次の 2 市 16 町とする。

函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町



2 地域の概況

(1) 地勢及び人口

函館地域は、北海道の南西部に位置し、東は太平洋、西は日本海、南は津軽海峡に面しており、津軽海峡を挟んで、青森県と隣接している。

また、中央部には常時観測火山駒ヶ岳があり、山麓の大沼・小沼・尊菜沼の 3 湖沼を含む一体は「大沼国定公園」に指定されている。このほか、「松前・矢越」、「恵山」、「檜山」の 3 つの道立自然公園があり、風光明媚な自然環境に恵まれている。

平成 27 年国勢調査によると、人口の割合は、全道の 8.2% となっている。また、平成 22 年国勢調査と比べ 5.8% 減少しており、全道よりも早いペースで人口減少が進行している。

人口の推移		(単位：人)	
	平成 22 年	平成 27 年	増減率
全 道	5,506,419	5,381,733	▲2.3%
函館地域	469,865	442,668	▲5.8%
割合	8.5%	8.2%	▲0.3P

P (ポイント) は割合比差

出所：総務省「国勢調査」

(2) 産業の概況

① 産業の特色

この地域では、温暖な気候を生かした稲作や園芸作物、酪農・畜産などの農業、ホタテガイの養殖やイカなど海域ごとに特色のある漁業、スギやトドマツなどの森林資源を活かした林業など、幅広い分野における一次産業が展開されている。

また、この地域の製造業は、水産加工を主体とする食料品製造業や食品機械製造業、造船

業など海洋関連製造業が中心となっているが、近年では、電子部品等の先端技術産業の立地が進むとともに、産学官連携による共同研究が活発化しており、地域の水産資源等を活用した新産業創出や地域ブランドの確立に向けた取組が進められている。一方、北海道新幹線が開通し、通年型観光や滞在型・広域型観光に向けた取組も進められている。

② 事業所数

平成28年の事業所数は20,688事業所で、平成26年に比べ3.9%減少となっている。産業別の事業所数を見ると、卸売業、小売業の割合が26.1%と最も高く、次いで、宿泊業、飲食サービス業、建設業、生活関連サービス業、娯楽業の順であり、この4産業で全体の61.2%を占めている。

産業別事業所数の推移

(単位：所)

	函 館 地 域			全 道		
	平成26年 (構成比)	平成28年 (構成比)	増減率	平成26年 (構成比)	平成28年 (構成比)	増減率
農林漁業	193 0.9%	189 0.9%	▲2.1%	4,264 1.8%	4,232 1.9%	▲0.8%
鉱業、採石業、 砂利採取業	19 0.1%	17 0.1%	▲10.5%	186 0.1%	171 0.1%	▲8.1%
建設業	2,246 10.4%	2,117 10.2%	▲5.7%	22,295 9.6%	21,361 9.5%	▲4.2%
製造業	1,217 5.7%	1,167 5.6%	▲4.1%	11,556 5.0%	10,818 4.8%	▲6.4%
電気・ガス ・熱供給・水道業	34 0.2%	32 0.2%	▲5.9%	319 0.1%	329 0.1%	3.1%
情報通信業	120 0.6%	116 0.6%	▲3.3%	2,327 1.0%	2,206 1.0%	▲5.2%
運輸業、郵便業	528 2.5%	519 2.5%	▲1.7%	6,563 2.8%	6,445 2.9%	▲1.8%
卸売業、小売業	5,714 26.6%	5,408 26.1%	▲5.4%	58,090 24.9%	56,213 25.0%	▲3.2%
金融業、保険業	379 1.8%	368 1.8%	▲2.9%	4,263 1.8%	4,137 1.8%	▲3.0%
不動産業、物品賃貸業	1,238 5.8%	1,159 5.6%	▲6.4%	17,927 7.7%	15,707 7.0%	▲12.4%
学術研究、 専門・技術サービス業	594 2.8%	586 2.8%	▲1.3%	8,498 3.6%	8,346 3.7%	▲1.8%
宿泊業、飲食サービス業	3,198 14.9%	3,062 14.8%	▲4.3%	33,439 14.3%	32,259 14.4%	▲3.5%
生活関連サービス業、 娯楽業	2,153 10.0%	2,089 10.1%	▲3.0%	21,065 9.0%	20,386 9.1%	▲3.2%
教育、学習支援業	524 2.4%	504 2.4%	▲3.8%	5,826 2.5%	5,708 2.5%	▲2.0%
医療、福祉	1,514 7.0%	1,561 7.5%	3.1%	17,933 7.7%	18,506 8.2%	3.2%
複合サービス事業	249 1.2%	240 1.2%	▲3.6%	1,979 0.8%	1,916 0.9%	▲3.2%
サービス業 (他に分類されないもの)	1,599 7.4%	1,554 7.5%	▲2.8%	16,507 7.1%	15,978 7.1%	▲3.2%
全産業計(公務を除く)	21,519 100.0%	20,688 100.0%	▲3.9%	233,037 100.0%	224,718 100.0%	▲3.6%

出所：総務省「平成26年経済センサス基礎調査結果」及び総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査結果」

3 雇用開発促進地域の該当要件

(1) 地域の一体性

函館地域は、東が太平洋、西は日本海、南は津軽海峡に面した渡島半島に位置し、一部に離島を含むものの、地理的に連続した地域であり、JR函館線等の鉄道や、札幌方面へ通じる国道5号や北海道縦貫自動車道、函館市と江差町を結ぶ国道227号を基幹とする多くの国道や道道で連結された道路網による交通ネットワークが構築されている。

空港・港湾施設としては函館空港や函館港などが整備されており、この地域における行政機関や大規模事業所、流通団地等の多くが集積している函館市を中心とした一体的な経済圏を形成し、水産加工を主体とする食料品製造業や造船業などの海洋関連製造業を中心に発展している。

また、一次産業では、農協や漁協の広域合併が進み、渡島半島一円を所管エリアとする広域農協が誕生し、統一ブランドのもとに生産・出荷が行われている。

さらに、観光分野では北海道新幹線が開通し、広域連携の取組が進められており、地域内において人的・物的な交流が活発に行われている。

(2) 多数の求職者の居住と雇用機会の不足の状況

この地域の労働力人口 210,506 人 (H27 国勢調査) に対する一般有効求職者数 (月平均値) の割合は、最近3年間の平均で 4.0% となっている。これは、全国の割合 2.9% を上回っており、求職者数の割合が相当程度に高い状況にあるといえる。

当該地域に居住する求職者数の割合 [労働力人口 210,506 人]

(単位: 人)

	函館地域				全国
	H30年	R1年	R2年	H30-R2年平均	H30-R2年平均
一般有効求職者数(月平均値)	8,516	8,613	8,163	8,431	1,754,149
労働力人口に占める割合	4.1%	4.1%	3.9%	4.0%	2.9%

※一般有効求職者数は、学卒を除きパートを含む。

出所: 北海道労働局

また、一般有効求人倍率については、令和2年が 0.73 倍、最近3年間の平均が 0.89 倍と雇用機会が著しく不足した状況にあり、令和2年において、全国平均により定められた雇用開発促進地域の対象要件を満たす数値となっている。

最近3年間の一般有効求人倍率の状況(月平均値)

(単位: 人、倍)

	函館地域				全国	
	H30年	R1年	R2年	H30-R2年平均	R2年	H30-R2年平均
有効求職者数	8,516	8,613	8,163	8,431	1,827,928	1,754,149
有効求人数	8,451	8,164	5,984	7,533	2,161,164	2,559,325
有効求人倍率	0.99	0.95	0.73	0.89	1.18	1.46
(雇用開発促進地域の対象要件)			(0.79)	(0.97)		

※学卒を除き、パートを含む。

出所: 北海道労働局

II 労働力の需給状況その他の雇用の動向

1 労働力人口の動態

平成27年国勢調査による労働力人口は210,506人で全道の8.2%に当たり、前回調査(平成22年)に比べ7.2%減少し、全道の減少率5.5%を上回っている。また、年齢区分別では、全道の割合に比べ、30～44歳が▲1.5ポイントと特に低く、55歳以上では3.3ポイント高くなっている。

	平成22年	平成27年	増減率
函館地域	226,773	210,506	▲7.2%
全道	2,701,824	2,553,043	▲5.5%
割合	8.4%	8.2%	▲0.1P

P(ポイント)は割合比差

出所：総務省「国勢調査」

年齢区分別の労働力人口(平成27年) (単位：人)

	24歳以下	25～29	30～44	45～54	55歳以上	合計
函館地域	13,638	14,020	61,639	45,539	75,670	210,506
割合	6.5%	6.7%	29.3%	21.6%	35.9%	100.0%
全道	186,397	188,815	785,604	558,005	834,222	2,553,043
割合	7.3%	7.4%	30.8%	21.9%	32.7%	100.0%
全道の割合との差	▲0.8P	▲0.7P	▲1.5P	▲0.2P	3.3P	

出所：総務省「国勢調査」

2 就業構造

平成27年の国勢調査によると、就業者数は199,914人となっており、全道の8.2%の割合を占めている。産業別にみると、第1次産業が9.0%、第2次産業が19.8%、第3次産業が71.2%となっており、全道に比べ、第1次産業と第2次産業の割合が高くなっている。

産業別就業者の状況(平成27年) (単位：人)

	就業者の 総数	産業別就業者数						分類不能の 産業 就業者数
		第1次産業		第2次産業		第3次産業		
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
函館地域	199,914	17,243	9.0%	37,968	19.8%	136,427	71.2%	8,276
全道合計	2,435,098	170,336	7.4%	411,569	17.9%	1,718,253	74.7%	134,940
対道内構成比	8.2%	10.1%		9.2%		7.9%		6.1%

※構成比は、「分類不能の産業」を除いた就業者に占める割合

出所：総務省「国勢調査」

また、平成28年経済センサス活動調査により、事業所の産業分類別に従業者数を見ると、卸売業、小売業が最も多く、次いで、医療、福祉、製造業、宿泊業、飲食サービス業の順となっており、この4産業で全体の59.6%を占めている。構成比では、製造業11.6%(全道9.0%)、医療、福祉16.1%(全道14.9%)などが全道に比べ高くなっている。

事業所の産業分類別従業者数（平成 28 年）

（単位：人）

	函館地域		全道		全道に占める割合
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	
農林漁業	1,861	1.1%	41,483	1.9%	4.5%
鉱業，採石業，砂利採取業	139	0.1%	1,849	0.1%	7.5%
建設業	15,414	9.1%	182,143	8.4%	8.5%
製造業	19,702	11.6%	195,081	9.0%	10.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	668	0.4%	9,004	0.4%	7.4%
情報通信業	1,286	0.8%	37,312	1.7%	3.4%
運輸業，郵便業	10,566	6.2%	133,096	6.1%	7.9%
卸売業，小売業	35,975	21.2%	472,228	21.8%	7.6%
金融業，保険業	3,929	2.3%	52,788	2.4%	7.4%
不動産業，物品賃貸業	3,564	2.1%	57,595	2.7%	6.2%
学術研究，専門・技術サービス業	3,025	1.8%	54,441	2.5%	5.6%
宿泊業，飲食サービス業	18,145	10.7%	211,758	9.8%	8.6%
生活関連サービス業，娯楽業	8,304	4.9%	101,190	4.7%	8.2%
教育，学習支援業	3,685	2.2%	62,066	2.9%	5.9%
医療，福祉	27,325	16.1%	323,580	14.9%	8.4%
複合サービス事業	2,854	1.7%	32,272	1.5%	8.8%
サービス業（他に分類されないもの）	13,468	7.9%	198,039	9.1%	6.8%
全産業計（公務を除く）	169,910	100.0%	2,165,925	100.0%	7.8%

出所：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサスー活動調査結果」

3 求人求職の状況

令和 2 年の有効求職者数（月平均値）は 4,743 人となり、平成 30 年の 4,642 人に比べ 2.2% 増加している。一方で、有効求人数（月平均値）は 3,431 人となり、平成 30 年の 4,984 人に比べ 31.2% 減少しており、この結果、令和 2 年の常用有効求人倍率は 0.72 倍となり、平成 30 年から 0.35 ポイント下降している。

求人求職の状況（各年月平均値、常用（学卒及びパート除く））（単位：人、倍）

函館地域	平成 30 年 A	令和元年	令和 2 年 B	増減率 (B-A)/A
有効求職者数	4,642	4,654	4,743	2.2%
有効求人数	4,984	4,733	3,431	▲31.2%
有効求人倍率	1.07	1.02	0.72	▲0.35P
(全道)有効求人倍率	1.21	1.28	1.06	▲0.15P

P（ポイント）は増減差(B-A)

出所：北海道労働局

令和2年の新規求人数は15,515人、新規求職者数は10,129人で、新規求人倍率は1.53倍となっている。

一方、職種別での新規求人倍率は、事務的職業は0.58倍、運搬・清掃・包装等の職業では0.76倍と特に新規求職者数が多い職種において、1倍を下回る数値となっている。

新規求人求職の状況（年平均値、職業別、令和2年）

（単位：人、倍）

函館地域	新規求人数	新規求職者数	新規求人倍率
管理的職業	31	15	2.04
専門的・技術的職業	2,498	1,213	2.06
事務的職業	1,368	2,346	0.58
販売の職業	2,079	864	2.41
サービスの職業	4,547	1,614	2.82
保安の職業	308	94	3.28
農林漁業の職業	152	103	1.48
生産工程の職業	1,355	755	1.79
輸送・機械運転の職業	796	497	1.60
建設・採掘の職業	979	377	2.59
運搬・清掃・包装等の職業	1,403	1,850	0.76
分類不能の職業	0	400	0
職業計	15,515	10,129	1.53
(全道)職業計	191,051	114,735	1.67
全道に対する構成比	8.1%	8.8%	▲0.14P

P（ポイント）は全道との倍率差

出所：北海道労働局

4 離職者の動向

令和2年の雇用保険資格喪失者数は14,989人となり、平成30年に比べ5.1%減少している。

また、事業主都合による離職者数は1,420人で平成30年より29.4%増加しており、事業主都合の離職率は、全道の水準を上回る状況が続いている。

最近3年間の事業主都合離職等状況

（単位：人）

函館地域	平成30年 A	令和元年	令和2年 B	増減率 (B-A)/A
雇用保険資格喪失者数	15,788	16,186	14,989	▲5.1%
うち事業主都合による離職	1,097	1,476	1,420	29.4%
事業主都合離職率	6.9%	9.1%	9.5%	2.6P
(全道)事業主都合離職率	5.4%	5.2%	7.2%	1.8P

P（ポイント）は増減差(B-A)

出所：北海道労働局

Ⅲ 地域雇用開発の目標

この地域の雇用動向は、全国と比較して労働力人口に占める求職者数の割合が相当程度高いことに加え、当該求職者の総数に比べ、著しく雇用機会が不足した状況が続いているため、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図る必要がある。

この地域における産業基盤や産業集積の状況、産業活動の動向等を踏まえ、地域産業の高度化、活性化及び新産業の創出を促進し、地域雇用開発促進法の支援施策を最大限活用することにより、雇用機会の創出を通じて、地域内の求職者に良好な雇用の場を提供し、地域的な雇用構造の改善を図っていくこととする。

なお、地域雇用開発促進法の支援施策である地域雇用開発助成金の活用により、計画期間中に新たに雇用を創出する人数は、291人を目標とする。

この地域におけるH30～R2年の一般有効求職者数（月平均値）に、当該助成金の雇用創出実績率（雇用創出数／一般有効求職者数）を乗じ、さらに雇用創出を加速するための努力目標として5割増しの人数を目標値として算定した。

$$8,431人 \times 2.3\% \times 1.5 \doteq 291人$$

IV 地域雇用開発を促進するための方策

1 地域雇用開発の促進のための措置

(1) 新たな雇用機会の開発の促進

この地域は、農林水産業やその関連産業、海洋関連製造業及び観光関連産業などを中心とする地域であり、その特性や実情を踏まえ、農商工連携などにより地場産業の技術の高度化や高付加価値製品・サービスの開発、地域ブランドの確立を促進するとともに、産業支援機関を中心とした産学官連携による新技術・新製品等の開発・事業化、今後成長が期待される産業の育成などを促進する。

また、地域の資源や特性を活かして、成長産業や地域経済への波及効果が大きい企業の誘致を促進するとともに、新規創業や中小企業の新事業展開を支援するほか、「大沼国定公園」に代表される自然環境や、歴史的建造物や文化遺産などを活用した魅力ある観光地づくり、観光産業の振興に取り組む。

さらに、北海道縦貫自動車道、函館・江差自動車道などの幹線道路や北海道新幹線、函館空港や奥尻空港、重要港湾である函館港など産業基盤の整備を促進する。

なお、これらの取組を通じ、企業の誘致や新規創業・新事業展開などを促進するにあたっては、国の地域雇用開発助成金制度をはじめとした事業主に対する各種助成金について、関係機関と連携し、制度の周知に努め、助成措置を有効に活用する。

(2) 職業能力の開発

地域内における公共職業訓練施設としては、道立函館高等技術専門学院（函館市）や、高齢・障害・求職者雇用支援機構のポリテクセンター函館（函館市）が立地しており、自動車整備、システム制御技術、機械技術、建築技術等の訓練が実施されている。

民間職業訓練施設としては、檜山地域人材開発センター（江差町）のほか、中小企業事業主等が知事の認定を受けて職業訓練を実施する認定職業訓練校が1箇所あり、地域産業に密着した職業訓練が行われている。また、民間教育訓練機関等が国の求職者支援制度を活用して職業訓練を実施している。

今後とも、北海道労働局、公共職業安定所及び地域の事業主団体等と十分な連携を図りながら、職業訓練に係る地域ニーズを踏まえつつ、地域の実情に応じた効果的な職業能力開発を推進し、企業進出、地域の企業の事業展開等に際して必要となる労働力の確保・育成に努めることとする。

なお、技術革新や産業構造の変化に伴う労働移動が進展する中においては、適切な企業内教育訓練の促進に努めることに加えて、労働者自身の自発的な職業能力開発を促進することも重要であることから、教育訓練給付制度、人材開発支援助成金などの国の施策の活用を促進して、地域内労働者のキャリア形成を積極的に支援していくものとする。

(3) 労働力需給の円滑な結合の促進

ハローワークにおいては、雇用の維持・確保や新たな雇用創出に伴う労働需要に適切に対処するため、求職者に対する適切な職業指導・相談や事業主に対する指導・援助を行うところであるが、道においても、関係機関と連携を図りながら、ジョブカフェ・ジョブサロン北海道を活用し、知識・技能の習得機会の提供や、カウンセリング・セミナー等の就職支援の実施、企業説明会をはじめとする多様なマッチングの機会の提供を行う。

また、大量離職者の発生など地域における大規模な雇用変動に対しては、国や道をはじめ、地元関係者が協力して、就職相談、生活相談、職業訓練を設定するなどして、地域の雇用不安が拡大しないよう適切に対処する。

(4) 各種支援措置の周知徹底

地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置について、事業主、求職者に対して周知徹底を図ることができるよう、北海道労働局や対象地域となる各市町、その他関係機関と緊密に連携し、パンフレットの作成・配布をはじめ、各種広報メディア等を活用して周知徹底を図り、当該措置の積極的な活用が図られるように努める。

(5) 地域雇用開発の効果的な推進

関係市町村、経済団体、労働団体等、地域における関係者の共通認識の形成と連携の促進を図りながら、地域雇用開発を効果的に推進する。

2 地域雇用開発の促進に資する北海道の取組

道では、「北海道雇用創出基本条例」に基づき、雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和2年3月に北海道雇用・人材対策基本計画を策定し、「人材の育成・確保」、「就業環境の整備」、「生産や収益力の向上」、「雇用のセーフティネットの整備」を柱として産業振興と雇用対策の一体的展開を図り、雇用の創出、維持・安定に取り組んでいるところである。

この計画の実効性を高めた確かな施策展開を図るため、各年度における取組内容や具体的事業について推進計画を策定し、着実に取り組んでいくことにより地域の雇用開発を促進する。

また、地域における雇用施策を進めるためには、地域が主体となって、地域の資源や潜在力を有効活用するなどの取組が重要であり、季節労働者の通年雇用化の促進にも配慮しつつ、国や道の産業・雇用施策の積極的な活用を促進するとともに、地域の産業団体や労働団体、教育機関、行政機関が一堂に会し、地域の雇用創出や若者等の地元就職・定着化などを進めるために設置された「地域雇用ネットワーク会議」を活用し、地域の関係者が密接な連携を図りながら創意に満ちた雇用創出などの取組を総合的に推進していく。

V 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。